

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第8期（2021年1月1日～2021年12月31日）

### 新株予約権等に関する事項

#### 会計監査人の状況

#### 業務の適正を確保するための体制

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況

#### 株主資本等変動計算書・個別注記表

## THECOO株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://thecoo.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

### 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第4回新株予約権	
決議年月日	2017年12月22日	
新株予約権の数(個)	11,600	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,600	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる普通株式1株当たりの払込金額に付与株式を乗じた金額。当初の行使価額は、金60円とするが、別の定めにより調整されるものとする。	
新株予約権の行使期間	2019年12月26日～2027年12月21日	
新株予約権の主な行使の条件	新株予約権の行使時において、当社役員であることを条件とする。	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：11,600個 目的となる株式数：11,600株 保有者数：1人
	社外取締役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0人
	監査役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0人

(注) 当社取締役に付与している新株予約権はすべて取締役就任前に付与されたものであります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,000千円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
- ② 代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策を実施する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。
- ④ 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査役及び内部監査担当が、「監査役会規程」「監査役監査基準」「内部監査規程」等の社内規程に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保管管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

### (3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関わるリスクは「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ② リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、コンプライアンス・リスク管理委員会に対して報告を行う。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に緊急事態対応体制を取り、リスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などレベル別の組織を編成し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、「取締役会規程」を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。
- ② 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、ならびに職務権限、責任については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- ③ 中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

**(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行う。

**(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。
- ② 補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議の上決定する。
- ③ 補助使用人は、独立性を確保するため、監査役の指示による職務に関して、取締役及び補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。
- ④ 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議し、監査役の同意を得た上実施する。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- ① 各監査役は、原則として取締役会に出席し、また取締役会以外の重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を必要に応じて求めることができる。

- ② 取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

**(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

**(9) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、監査役の職務執行に係る費用の支払いや債務の処理を行う。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。
- ② 企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を、社外監査役として招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ③ 監査役は、内部監査担当・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

**(11) 財務報告の適正性を確保するための体制**

財務報告の適正を確保するための必要な内部統制を整備する。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた体制**

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役会

当社では、代表取締役CEO 平良真人を委員長とし、各事業本部長・事業部長、常勤監査役である社外監査役市川昇、内部監査室長の他、必要に応じて代表取締役CEOが指名する者を委員とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催しております。

当社のリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定、及び当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

### (2) 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役市川昇が議長を務め、社外監査役佐藤大輔及び社外監査役立川沙織（五十嵐沙織）の監査役3名で構成され、市川昇が常勤監査役であります。原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

### (3) 会計監査人

当社は、会計監査人として、PwC京都監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

### (4) 内部監査室

当社は内部監査室を設置し、内部監査室長1名が担当しております。事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

**(5) Cx0ミーティング**

Cx0ミーティングは、代表取締役CEO 平良真人が議長を務め、常勤取締役4名（代表取締役CEO 平良真人、取締役下川弘樹、取締役森茂樹、取締役野澤俊通）で構成され、常勤監査役である社外監査役市川昇も出席しております。原則として毎週1回開催し、「会議運営規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に定められた事項について、議論・決定を行っております。Cx0ミーティングの構成員は、業務執行状況を報告するとともに、共通の課題などを意見交換し、情報の共有を図っております。また、隔週で顧問榎本和友氏も同席し、特にFanicon事業全般についての助言を頂いております。

**(6) コンプライアンス・リスク管理委員会**

当社では、代表取締役CEO 平良真人を委員長とし、各事業本部長・事業部長、常勤監査役である社外監査役市川昇、内部監査室長の他、必要に応じて代表取締役CEOが指名する者を委員とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催しております。

当社のリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定、及び当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	90,000	90,000	904,296	994,296
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	662,400	662,400	—	662,400
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	662,400	662,400	—	662,400
当 期 末 残 高	752,400	752,400	904,296	1,656,696

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	△605,202	△605,202	479,093	1,714	480,807
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			1,324,800		1,324,800
当 期 純 損 失	△109,200	△109,200	△109,200		△109,200
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	△109,200	△109,200	1,215,599	△1	1,215,598
当 期 末 残 高	△714,402	△714,402	1,694,693	1,713	1,696,406

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～20年
機械装置	8～11年
工具、器具及び備品	4～10年

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りに関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）13,120千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は15,584千円です。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類4に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来1年間の見積課税所得の範囲内で計上しております。見積課税所得は翌事業年度の予算を基礎として見積りを行っております。

② 主要な仮定

予算を基に課税所得を計算しておりますが、主要な仮定は、Fanicon事業におけるファン数及びARPUであります。

予算は、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えておりますが、影響が長期化あるいは拡大した場合には、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

予想の前提条件や仮定に変更が生じた場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。また、翌事業年度の実績値が、予測値から想定以上に乖離し、所得が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 69,155千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,021,355株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式の数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 63,538株 |
|------|---------|

6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	199,075千円
資産除去債務	4,519 〃
その他	1,438 〃
繰延税金資産小計	205,033千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△189,130 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△319 〃
評価性引当額小計	△189,449 〃
繰延税金資産合計	15,584千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,463千円
繰延税金負債合計	2,463千円
繰延税金資産純額	13,120千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	4,324	257	7,919	186,573	199,075
評価性引当額	—	—	—	—	△2,557	△186,573	△189,130
繰延税金資産	—	—	4,324	257	5,362	—	(※2)9,945

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金199,075千円（法定実効税率を乗じた額）については、繰延税金資産9,945千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は短期の支払期日であります。

敷金は、本社及びスタジオの賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

未払法人税等は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、運転資金の確保等を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### (b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき、コーポレート本部にて適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,044,935	2,044,935	—
(2) 受取手形	12,595	12,595	—
(3) 売掛金	825,266	825,266	—
(4) 敷金	55,764	59,363	△3,599
資産計	2,938,560	2,942,159	△3,599
(1) 買掛金	447,129	447,129	—
(2) 未払金	365,528	365,528	—
(3) 未払法人税等	19,955	19,955	—
(4) 前受金	440,491	440,491	—
(5) 預り金	21,985	21,985	—
(6) 長期借入金	106,720	105,685	1,034
負債計	1,401,811	1,400,776	1,034

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

これらの時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを残存期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

固定金利による借入であり、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,044,935	—	—	—
受取手形	12,595	—	—	—
売掛金	825,266	—	—	—
合計	2,882,796	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	67,040	24,960	14,720	—	—	—
合計	67,040	24,960	14,720	—	—	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	平良 真人	東京都 渋谷区	—	当社代表 取締役 CEO	(被所有) 直接 5.55 間接 20.72	地代家賃 支払いに 対する債務 被保証	地代家賃 支払いに 対する債務 被保証 (注)	38,413	—	—

(注) 当社は本社建物及びスタジオの賃貸借契約に対して、当社の役員である平良真人より債務保証を受けております。取引金額については、期中賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、当該債務被保証については、本社建物は2021年10月に、スタジオは2021年8月にそれぞれ解消しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	838円39銭
1株当たり当期純損失	59円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。